

## 飯島賢二の『恐縮ですが』…一言コラム』

### 第 90 回 「忘れた」は通りません～給与所得者の扶養控除等申告書

「税理士 飯島賢二の事件簿」より…最近の法人税の税務調査において、必ずといっていいほどチェックされる項目は、「消費税」と「源泉所得税」、「印紙税」である。これらは法人利益が赤字であろうとなかろうと、いわゆる預かっている税金で、会社が代わりに収めるべき性格のもの。そのうち今回は、「源泉所得税」について、お話したい。

まず、会社で従業員を採用した時、いかなる申請書類が必要だろうか。

状況によって異なる場合はもちろんあるが、税務署関係は「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、日給、月給、賞与に関わらず(日雇賃金は別)給与等の支払がある以上期日までに、給与の支払者へ提出しなければならない。その人に前職がある場合は「給与所得の源泉徴収表」、その他状況によっていくつかの書類の提出が必要となる。実務的には、市町村役場、社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等々に提出する必要があるかもしれない。

税務調査でよく指摘されるのは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の有無である。この申告書は本来、給与の支払者を経由して税務署長へ提出することになっているが、給与の支払者は、税務署長から特に提出を求められた場合以外は、税務署に提出する必要はなく、給与の支払い者が保管することになっている。この申告書の提出がある人のみ、源泉所得税は甲欄で計算できる。

問題はここである。源泉所得税の計算は、甲欄と乙欄の2種類あり(厳密は丙欄もある)、簡単に言うと乙欄の方が税金は高額になる。乙欄適用者は原則的に、2ヵ所以上に勤務しており、その会社が従たる勤務の場合の人である。が、実はもう一つ、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出のない人も含まれてしまう。当然、甲欄適用要件者であっても、提出がなかったという事実だけで、高額税金計算をされてしまう結果となる。

ただ、忘れただけで、みすみす余計な税金を払うこととなれば、文句の一つも言いたくなるのが、世の常かもしれない。経理や総務の「給与担当」スタッフは、十分に留意しなければならない点、改めてお願いしたい。尚、この「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、扶養者のいない人も提出しなければならないこと、くどい様だが、申し添えておく。

税務調査でこの点を指摘された場合、原則的には所得税の過少申告となり、個々人の修正となる。しかし実際は、源泉を徴収すべき義務は、給与を支払っている「会社」であり(これを徴収義務者という)適正なる徴収を怠った責任を問われると、大変微妙な問題となり、ややこしいことになりがちである。「知らなかった」「忘れた」は通らないのが「税法」、貴社は大丈夫か? 早速チェックしていただきたい。